

指定訪問看護重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名	株式会社ブレイスワン
所在地	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4-708 渋谷ビル 2 階
代 表 者 氏 名	代表取締役 及川 和昭
設立年月日	平成 21 年 4 月 1 日

2. 事業所の概要

事業の種類	訪問看護・介護予防訪問看護
事業所名	愛ステップ大宮訪問看護ステーション（指定番号:1166590897）
所在地	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 4-708 渋谷ビル 2 階
電話番号	048-783-4673
管理者	堀江 由香里
開設年月日	平成 30 年 6 月 1 日

3. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理者	管理者は業務の管理を一元的に行います。	常勤 1 名
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示を受けた後、利用者様の状態に合わせ、必要に応じたサービスを提供します。	常勤 5 名以上（兼務 1 名） 非常勤 1 名以上（兼務 0 名）
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	常勤 3 名以上（兼務 0 名） 非常勤 0 名（兼務 0 名）
作業療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	常勤 2 名以上（兼務 0 名） 非常勤 0 名（兼務 0 名）
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリをします。	常勤 0 名（兼務 0 名） 非常勤 0 名（兼務 0 名）
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	常勤 1 名以上（兼務 0 名）

4. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで 国民の祝日、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除きます。	8:30～17:30

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

5. サービス内容

訪問看護は主治医の指示書に基づいて、利用者の居宅において看護師その他省令で定めるものが療養上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。事業者は日程を定め定期的に訪問看護サービスを提供します。

具体的なサービス内容(例)

- (1)健康状態の観察(血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察)
- (2)日常生活の看護(清潔・排泄・食事など)
- (3)在宅リハビリテーション看護(寝たきりの予防・手足の運動など)
- (4)療養生活や介護方法の指導
- (5)認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- (6)カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- (7)生活用具や在宅サービス利用についての相談など

6. サービス利用料金及びお支払い

- (1)サービスのご利用料金は別紙の通りです。金額は法定利用料に基づく金額です。
- (2)サービス利用料の一部は公費負担される場合があります。
- (3)ご利用料金の請求書はサービスのご利用翌月の10日以降に郵送でお届けいたします。
- (4)請求金額は毎月27日にご指定の金融機関から引き落としされます。

7. サービスのキャンセル

- (1)利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先:愛ステップ大宮訪問看護ステーション 電話番号:048-783-4673

- (2)利用者の都合でサービスを中止にする場合には、ご利用予定日前日 17:30 までにご連絡ください。

(前日が会社の定める休日であった場合にはサービス当日 9:00 まで)

期日までに連絡をいただけなかった場合は、キャンセル料を申し受けることになります。

キャンセル料金 2,000 円

※ただし、利用者の容体の急変等のやむを得ない事情があると事業所が判断をした場合には、キャンセル料は不要です。

8. 運営方針

- (1)看護師等の職業倫理に基づき、利用者や家族に対して、公正に職務を遂行します。
- (2)主治医及びその他の医療機関と密に連携をとり、心身の状況や療養環境に応じた、安心していただける看護を提供します。
- (3)療養上必要な事項について、利用者や家族にわかりやすい説明を心がけます。
- (4)羞恥心への配慮など、プライバシー保護に努めます。
- (5)サービス提供に関する記録は契約終了日から5年間保存します。

9. サービス物品等の準備

- (1) サービス提供にあたり、事業所が使用する消耗品(オムツ等の介護物品)は、利用者の負担で利用者が用意するものとします。
- (2) サービス提供で使用する電気・ガス・水道等の料金は利用者が負担するものとします。

10. 虐待防止のための措置

- (1) 事業者は利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。また、身体拘束は緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。
- (2) 事業者は利用者の人格を尊重する視点に立ってサービス提供に努めます。また、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、利用者が虐待を受けている恐れがある場合には、ただちに防止策を講じて市区町村に報告します。
- (3) 事業者は虐待防止のための指針を整備するとともに、利用者の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施するものとします。
- (4) 事業者は前項の措置を適切に実施するために、虐待防止検討委員会を設置します。委員会は概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底します。
- (5) 事業者が身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合は速やかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切な記録を行います。
 - ①切迫性:利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
 - ②非代替性:身体拘束その他の行動制限の他に代わる対応方法がない。
 - ③一時性:身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

11. ハラスメント対策の強化

事業者は介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向けて取り組みます。

- (1) 事業所内外において行われる優先的な関係を背景とした言動、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ①身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼしそうになる)行為
 - ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応します。

また、再発防止会議等により、同様案件が発生しないよう再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対してハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。

また、定期的に職員による話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断をされた場合には、その行為者に対して関係機関への連絡・相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約を解約する等の措置を講じます。

12. 感染症対策の強化

事業所において感染症等が発生、又はまん延しないよう次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員の清潔保持、及び健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について職員に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 職員に対して、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

13. 業務継続に向けた取り組みの強化

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施し、非常時においても早期の業務再開が行えるよう計画(業務継続計画)を策定します。また、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対して業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 個人情報の使用について

訪問看護サービスの提供にあたり、介護保険被保険者証・医療保険証及び医療受給者証等を確認します。安心して訪問看護サービスを利用できるよう、個人情報の取り扱いについては万全の体制で取り組んでおります。訪問看護サービスを実施するため、個人情報を下記の目的で使用します。

○当事業所内での使用

- ・提供する訪問看護サービス(計画・報告・連絡・相談等)
- ・医療保険、介護保険請求等の事務
- ・事故等の報告・連絡・相談
- ・訪問看護サービスの品質向上(ケア会議・研修等)
- ・その他、事業所内の管理運営業務

○他事業所への情報提供

- ・主治医の所属する医療機関、連携医療機関との連携
- ・居宅介護支援事業所、居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者との連携
- ・家族等の介護者へ心身の状況説明
- ・審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等

○その他の利用目的

- ・お住まいの区への情報提供
- ・保健医療機関等への情報提供
- ・小学校または中学校に入学や転学時等の当該学校への情報提供
- ・訪問看護ステーションで行われる学生への実習協力
- ・学会等での発表(原則匿名化。匿名化が困難な場合は利用者の同意を得たうえで、撮影した映像等は本人及び場所が特定されないようにします。)

15. 従業員訪問時のお願い

- (1) 従業員は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはできません。
- (2) 従業員の訪問時には喫煙・飲酒はお控えください。
- (3) 従業員に対する心付け(飲食物、現物、金銭の提供など)はお控えください。
- (4) ペットはケージに入れる、リードにつなぐ、別室に移動する等の対応をしてください。
- (5) 社会通念上、職員が身の危険や苦痛を感じる可能性のある以下のような事柄が発生した際には、利用契約の解除等の措置を講じます。

身体的、精神的な暴力	物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、手を払いのける、怒鳴る、大声、人格否定、部屋の出入り口に立ち続けるなど
セクシャルハラスメント	職員の体を触る、手を握る、腕を引っ張る、抱きしめる、必要以上に距離を詰める、卑猥な写真や動画を片付けずに見せつける、性的な発言など
不当な要求	飲食物や金品等を持ち帰ることの強要、不要なケアの強要、謝罪の強要、利用料金の値下げ要求など

16. 相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	048-783-4673
FAX 番号	048-782-6300
担当者	堀江 由香里
その他	相談・苦情については、所長及び担当訪問看護師が対応します。 不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、管理者や担当者に引き継ぎます。

その他、お住まいの区役所及び埼玉県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

埼玉県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地:埼玉県さいたま市中央区大字下落合 1704番(国保会館)
	電話番号:048-824-2568
	対応時間:月曜日～金曜日の9:00～17:00
①さいたま市 介護保険課	所在地:さいたま市浦和区常盤6-4-4
	電話番号:048-829-1264(1265)
②北区役所 高齢介護課	所在地:さいたま市北区宮原町1-852-1
	電話番号:048-669-6068
③西区役所高齢介護課	所在地:さいたま市西区大字指扇3743番地
	電話番号:048-620-2668
④大宮区役所高齢介護課	所在地:さいたま市大宮区大門町三丁目1番地
	電話番号:048-646-3068
⑤見沼区役所高齢介護課	所在地:さいたま市見沼区堀崎町12番地36
	電話番号:048-681-6068
⑥中央区役所高齢介護課	所在地:さいたま市中央区下落合五丁目7番10号
	電話番号:048-840-6068

⑦緑区役所高齢介護課	所在地:さいたま市緑区大字中尾975番地1
	電話番号:048-712-1178
⑧上尾市役所高齢介護課	所在地:埼玉県上尾市本町三丁目1番1号
	電話番号:048-775-6473

当事業者は、訪問看護サービスの提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。
この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

訪問看護サービスの提供に際し、本書面の重要事項の説明を行いました。

事業者名 株式会社ブレイスワン 【事業所名:愛ステップ大宮訪問看護ステーション】

代表取締役 及川 和昭

所 在 地 埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目 708 渋谷ビル 2 階

説 明 者

氏名

印

私は本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利 用 者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代 理 人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

訪問看護料金表（医療保険）

令和 6 年 6 月

健康保険、国民健康保険、後期高齢者医療保険等の加入保険の負担割合により算定いたします。

◎介護保険から医療保険への適用保険変更

介護保険の要支援・要介護を受けている方でも、次の場合は自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更となります。

1 厚生労働大臣が定める疾病等の場合

①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症 ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー症 ⑨パーキンソン病関連疾患・進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症・パーキンソン病（ホエーン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害がⅡ度またはⅢ度の者に限る） ⑩多系統萎縮症・線条体黒質変性症・オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレガー症候群 ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライソゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症 ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑱後天性免疫不全症候群 ⑲脊髄損傷 ⑳人工呼吸器を使用している状態

2 主治医より特別訪問看護指示書が交付された場合

●利用者負担金（医療保険法法定利用料）（基本療養費+管理療養費+加算分）×負担割合

負担割合表

義務教育就学前		2 割
義務教育就学前～70 歳		3 割
70 歳以上 75 歳未満	現役並所得者以外	2 割
	現役並所得者	3 割
後期高齢者医療の対象者（75 歳以上の人または 65 歳以上で広域連合から障害認定を受けた人）	現役並所得者以外	1～2 割
	現役並所得者	3 割

各種公費負担証をお持ちの方は、利用料の自己負担分を助成する制度があります。

（注）医療保険対象外実費ご利用料については別紙料金表参照

医療保険利用料金表

令和 6 年 6 月

利用者負担額			所定額	1 割	2 割	3 割	備考
訪問看護基本療養費	訪問基本療養費Ⅰ（一日につき）	週 3 日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	看護師による訪問看護
		週 4 日以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円	
		1 日につき	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問
	基本療養費Ⅱ（同一建物居住者 2 人）	週 3 日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	同一建物居住者への訪問看護に対する療養費
		週 4 日以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円	
	基本療養費Ⅱ（同一建物居住者 3 人）	週 3 日まで	2,780 円	278 円	556 円	834 円	同一建物居住者への訪問看護に対する療養費
		週 4 日以降	3,280 円	328 円	656 円	984 円	
	基本療養費Ⅲ	外泊時	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円	在宅医療に備えた外泊時（入院中に 1 回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に 2 回）
	緩和・褥瘡ケアの専門看護師		12,850 円	1,280 円	2,750 円	3,855 円	専門性の高い看護師との同行訪問
	精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週 3 日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	精神科疾患を有する者への訪問看護に対する療養費
		週 4 日以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円	
	精神科看護基本療養費Ⅲ（同一建物居住者 2 人まで）	週 3 日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円	精神疾患を有する者の同一建物居住者への訪問看護に対する療養費
		週 4 日以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円	
	精神科看護基本療養費Ⅲ（同一建物居住者 3 人以上）	週 3 日まで	2,780 円	278 円	556 円	834 円	精神疾患を有する者の同一建物居住者への訪問看護に対する療養費
		週 4 日以降	3,280 円	328 円	656 円	984 円	
	精神科訪問看護療養費Ⅳ	外泊時	8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円	在宅医療に備えた外泊時（入院中に 1 回、厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に 2 回）

※訪問看護基本療養費（1 日につき）週 4 日目以降とは日曜日を起算として何日目かを数えます。
（通常は週 3 日を限度とされていますが、厚生労働大臣が定める疾病等と特別管理加算の対象者、特別指示書にあつては週 4 日以上が訪問が可能となります。）

加算項目		所定額	1 割	2 割	3 割	備考
24 時間対応体制加算（看護師負担の取組あり）		6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	常時対応可能な体制かつ緊急時に訪問可能な体制
特別管理加算（Ⅰ）※1		5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	特別な管理が必要な利用者が計画的な管理を受けご利用者様またはご家族様の同意があった場合
特別管理加算（Ⅱ）※2		2,500 円	250 円	500 円	750 円	
夜間・早朝訪問看護加算	6：00-8：00、18：00-22：00	2,100 円	210 円	420 円	630 円	24 時間対応の同意があり緊急で左記の時間に訪問看護を受けた場合の 1 時間当たりの加算
深夜訪問看護加算	22：00-6：00	4,200 円	420 円	840 円	1,260 円	
緊急訪問看護加算・精神科緊急訪問看護加算	1 日につき	2,650 円	265 円	530 円	795 円	緊急の求めに応じ主治医の指示で訪問看護を行った場合 月 14 日目まで
緊急訪問看護加算・精神科緊急訪問看護加算	1 日につき	2,000 円	200 円	400 円	600 円	緊急の求めに応じ主治医の指示で訪問看護を行った場合 月 15 日目以降
長時間訪問看護加算・長時間精神科訪問看護加算		5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	1 回の訪問が 90 分を超えた場合に週 1 回加算（15 歳未満の超重症児、準超重症児は週 3 回）
複数名訪問看護加算※3	看護師（週 1 回）	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	必要があり同時に複数の看護師等による訪問看護を行った場合
複数名訪問看護加算 看護補助者（週 3 回） ※3	1 日 1 回	3,000 円	300 円	600 円	900 円	必要があり同時に看護師と看護補助者による訪問看護を行った場合
	1 日 2 回	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	
	1 日 3 回	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
精神科複数名訪問看護加算 （看護師・作業療法士） ※3	1 日 1 回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	必要があり同時に複数の看護師等による訪問看護を行った場合
	1 日 2 回	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円	
	1 日 3 回	14,500 円	1,450 円	2,900 円	4,350 円	
精神科複数名訪問看護加算	看護補助者	3,000	300 円	600 円	900 円	必要があり同時に看護師と精神保健福祉士又は看護補助者による

※3	精神保健福祉士	円				訪問看護を行った場合
難病等複数回加算	1 日 2 回	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	末期の悪性腫瘍・特定疾患等、厚生労働大臣が定める疾病がある場合、または特別訪問看護指示書の交付があった場合
	1 日 3 回以上	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	
看護・介護職員連携強化加算	月 1 回	2,500 円	250 円	500 円	750 円	喀痰吸引等を行う介護職員等の支援を行った場合
退院時共同指導加算※4	1 回	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	入院（所）中に主治医等と共同して在宅での療養上の指導を行った場合
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円	特別管理加算の要件に該当する利用者に対し退院時共同指導を行った場合
退院支援指導加算	退院日	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円	特別管理加算対象者について保険医療機関からの退院時に療養上必要な指導を行った場合
在宅患者連携指導加算	月 1 回	3,000 円	300 円	600 円	1,800 円	訪問診療等の保険医療機関と文書等により情報共有を行い診療上必要な指導を行った場合に算定

在宅患者緊急等カンファレンス加算	月 2 回	2,000 円	200 円	400 円	600 円	通院が困難な利用者の急変に伴い、主治医の求めにより訪問診療実施機関・薬局、介護支援員と共同で利用者宅でのカンファレンス、指導を行った場合
乳幼児加算	1 日につき	1,300 円	130 円	260 円	390 円	6 歳未満の利用者に対し訪問看護を行った場合
乳幼児加算※厚労省が定める者	1 日につき	1,800 円	180 円	360 円	540 円	1.超重症児又は準超重症児 2. 別表第七に掲げる疾病等の者 3. 別表第八に掲げる者
訪問看護ターミナルケア療養費（Ⅰ）		25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円	在宅で死亡した利用者の死亡日及び死亡日前日 14 日以内に 2 回以上訪問看護を行い、かつ利用者及び家族等に説明・同意頂いた場合
訪問看護ターミナルケア療養費（Ⅱ）		10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	特別養護老人ホーム等で死亡した利用者の死亡日及び死亡日前日 14 日以内に 2 回以上訪問看護を行い、かつ利用者及び家族等に説明・同意頂いた場合
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円	5 円	10 円	15 円	同意の下、オンライン資格確認等システムにて利用者の診療情報を取得

訪問看護管理療養費		所定額	1 割	2 割	3 割	備考
機能強化型訪問看護管理療養費（Ⅰ）	月の初日	13,230 円	1,320 円	2,646 円	3,969 円	24 時間対応・ターミナルケア・重症度の高い利用者の受け入れ等条件を満たしている機能の高い訪問看護ステーションへの加算
	2 日目以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円	
機能強化型訪問看護管理療養費（Ⅱ）	月の初日	10,030 円	1,003 円	2,006 円	3,009 円	
	2 日目以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円	
機能強化型訪問看護管理療養費（Ⅲ）	月の初日	8,700 円	870 円	1,740 円	2,610 円	
	2 日目以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円	
上記以外	月の初日	7,670 円	767 円	1,534 円	2,301 円	主治医が属する保険医療機関と連携し、精神科訪問看護を週 2 回以上訪問した場合
	2 日目以降	3,000 円	300 円	600 円	900 円	
精神科重症患者早期集中支援管理連携加算	月 1 回	6,400 円	640 円	1,280 円	1,920 円	在宅で療養を行っている通院が困難な利用者に対して、当該保険の医療機関の精神科の医師等が当該利用者又は家族の同意を得て定期的な訪問診療又は訪問診療及び訪問看護を行っている場合、同一建物診療患者人数に従い当該患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。6 月を限度とする
精神科在宅患者支援管理料（Ⅰ） 週 2 回以上訪問、同一建物 1 人	月 1 回	3,000 円	300 円	600 円	900 円	
週 2 回以上訪問、同一建物 2 人以上		2,250 円	225 円	450 円	675 円	
精神科在宅患者支援管理料（Ⅰ） 月 2 回以上訪問、同一建物 1 人	月 1 回	2,500 円	250 円	500 円	750 円	
月 2 回以上訪問、同一建物 2 人以上		1,875 円	185 円	370 円	555 円	
精神科在宅患者支援管理料（Ⅰ） 月 1 回訪問、同一建物 1 人	月 1 回	2,030 円	203 円	406 円	609 円	
月 1 回訪問、同一建物 2 人以上		1,248 円	125 円	250 円	375 円	
精神科在宅患者支援管理料（Ⅱ） 週 2 回以上訪問、同一建物 1 人	月 1 回	2,467 円	247 円	494 円	740 円	在宅で療養を行っている通院が困難な利用者に対して、当該保険の医療機関の精神科の医師等が当該保険機関とは別の訪問看護ステーションの保健師・看護師・准看護師・作業療法士と連携し、利用者又は家族の同意を得て定期的な訪問診療又は訪問診療及び訪問看護を行っている場合、同一建物診療患

週 2 回以上訪問、同一建物 2 人以上		1,850 円	185 円	370 円	555 円	者人数に従い当該患者 1 人につき月 1 回に限り算定する。6 月を限度とする
精神科在宅患者支援管理料 (Ⅱ) 月 2 回以上訪問、同一建物 1 人	月 1 回	2,056 円	206 円	411 円	616 円	
月 2 回以上訪問、同一建物 2 人以上		1,542 円	154 円	308 円	463 円	
訪問看護情報提供療養費 (Ⅰ)	月 1 回	1,500 円	150 円	300 円	450 円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について当該利用者の同意を得て当該市町村、保健所等に対して情報を提供した場合
訪問看護情報提供療養費 (Ⅱ)						厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち学校教育法に規定する当該義務教育諸学校在籍の利用者の同意を得て当該義務教育諸学校に対して情報を提供した場合
訪問看護情報提供療養費 (Ⅲ)						保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所する当該利用者の同意を得て当該保険医療機関に情報を提供した場合
精神科情報提供療養費 (Ⅰ)	月 1 回	1,500 円	150 円	300 円	450 円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者について当該利用者の同意を得て当該市町村等に対して情報を提供した場合
精神科情報提供療養費 (Ⅱ)						厚生労働大臣が定める疾病等の利用者のうち学校教育法に規定する当該義務教育諸学校在籍の利用者の同意を得て当該義務教育諸学校に対して情報を提供した場合
精神科情報提供療養費 (Ⅲ)						保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所する当該利用者の同意を得て当該保険医療機関に情報を提供した場合
訪問看護ベースアップ評価料 I	月 1 回	780 円	78 円	156 円	234 円	勤務する看護職員その他の医療関係職種の賃金の改善を実施している場合の評価料
訪問看護ベースアップ評価料 II	① 月 1 回	10 円	1 円	2 円	3 円	勤務する看護職員その他の医療関係職種の賃金のさらなる改善を必要とする訪問看護ステーションにおいて、賃金の改善を実施している場合の評価料
	② 月 1 回	20 円	2 円	4 円	6 円	
	省略					
	⑩ 月 1 回	100 円	10 円	20 円	30 円	
	⑪ 月 1 回	150 円	15 円	30 円	45 円	
	省略					
	⑮ 月 1 回	500 円	50 円	100 円	150 円	

※ 詳 細

※1 特別管理加算(1) 在宅悪性腫瘍患者指導若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

※2 特別管理加算(2)

1. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
2. 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
3. 真皮を越える褥瘡の状態
4. 点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態

※3 複数名訪問看護加算

複数で看護師等の訪問看護が必要があり利用者又は家族の同意を得ている場合。

ケアプランに位置づけられている職種の訪問になり、職種により算定額は違います。

複数名精神科訪問看護加算

主治医より指示があり、利用者又は家族の同意を得ている場合

※4 退院時共同指導加算

医療機関・施設の退院・退所にあたり、主治医又は施設職員と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、内容を文書により提供した場合

特別管理加算の対象利用者については 2 回まで算定できる

医療保険適応外の費用	運営規定で定めたその他の費用（ご利用者様負担）	
休日訪問加算 （基本利用料金と別に）	営業日以外の休日の訪問で、1 回の訪問が 90 分未満の場合	3,000 円
	営業日以外の休日の訪問で、1 回の訪問が 90 分を超える場合、30 分ごとに	1,500 円
※営業日以外...土日祝日と 12/31～1/3 までの期間が事業所の休日になります。		
長時間看護	1 回のご利用時間が 90 分を超える場合、30 分ごとに	1,000 円
交通費	事業所から片道 10 km 以上の場合	300 円
駐車場代	ご利用者様のご都合により、有料駐車場を利用した場合	実費
永眠時の処置料	ご希望により実施した場合	20,000 円
キャンセル料	当日連絡、ご利用者様からキャンセルの事前連絡がなく、スタッフが訪問先に伺った場合	2,000 円
書類複写料	訪問看護の記録等の複写をご希望の際、1 面につき 10 円をいただきます。	実費

訪問看護料金表（介護保険）

介護保険の対象者

介護保険では 40 歳以上の人が被保険者となり、年齢等により以下のように区分されます。健康保険の「被扶養者」に相当する制度はなく、加入者全員が被保険者となります。

65 歳以上の人	第 1 号被保険者
40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者 (被保険者・被扶養者)	第 2 号被保険者

介護サービスを利用したときは、利用者の負担能力に応じてかかった費用の 1 割～3 割を自己負担いただきます。自己負担割合は、要支援・要介護の認定者に対して交付される「介護保険負担割合証」で確認出来ます。

●利用者負担金（訪問看護費+加算分）×1 単位 11.05 円 3 級地×負担割合

◎第 1 号被保険者で 2 割負担・3 割負担となる方

負担割合	所得基準
2 割負担	①本人の合計所得金額が 160 万以上で、 ②同一世帯の第 1 号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯 280 万以上、2 人以上世帯 346 万円以上
3 割負担	①本人の合計所得金額が 220 万円以上で、 ②同一世帯の第 1 号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯 340 万円以上、2 人世帯 463 万円以上

※第 2 号被保険者、市町村民税非課税者、生活保護受給者は上記にかかわらず 1 割負担。

※1 ヶ月の介護サービス自己負担額が 44,400 円（低所得者等は軽減措置あり）を超えた場合、超えた額が高額介護サービス費として払い戻されます。詳しくはお住いの市町村介護保険課へお問い合わせください

介護保険利用料金表

1 単位 11.05 円 3 級地 令和 6 年 6 月

介護保険（介護予防も同様）			サービス内容	単位数	金額	1 割	2 割	3 割
【 予 防 】 訪 問 看 護 費	20 分未満		訪問看護 I 1	303	3,348 円	335 円	670 円	1,005 円
	30 分未満		訪問看護 I 2	451	4,983 円	499 円	997 円	1,495 円
	30～60 分未満		訪問看護 I 3	794	8,773 円	878 円	1,755 円	2,632 円
	60～90 分未満		訪問看護 I 4	1,090	12,044 円	1,205 円	2,409 円	3,614 円
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	A 1 回あたり 20 分 ※1	訪問看護 I 5	276	3,049 円	305 円	610 円	1,220 円
		B 1 回あたり 40 分 (A×2)	訪問看護 I 5×2	552	6,099 円	610 円	1,220 円	1,830 円
		C 1 回あたり 60 分 (A×3)	訪問看護 I 5・2 超 ×3	402	4,442 円	445 円	889 円	1,333 円
【 介 護 】 訪 問 看 護 費	20 分未満		訪問看護 I 1	314	3,469 円	347 円	694 円	1,041 円
	30 分未満		訪問看護 I 2	471	5,204 円	521 円	1,041 円	1,562 円
	30～60 分未満		訪問看護 I 3	823	9,094 円	910 円	1,819 円	2,729 円
	60～90 分未満		訪問看護 I 4	1,128	12,464 円	1,247 円	2,493 円	3,740 円
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	A 1 回あたり 20 分 ※1	訪問看護 I 5	286	3,160 円	316 円	632 円	948 円
		B 1 回あたり 40 分 (A×2)	訪問看護 I 5×2	572	6,320 円	632 円	1,264 円	1,896 円
		C 1 回あたり 60 分 (A×3)	訪問看護 I 5・2 超 ×3	771	8,519 円	852 円	1,704 円	2,556 円

- ※1 1 日に 3 回以上訪問看護 I 5 を行う場合（C）、1 回につき所定の単位数に 90/100 を乗じた単位数で計算する
- ※2 1 日に 3 回以上予防訪問看護 I 5 を行う場合（C）、1 回につき所定の単位数に 50/100 を乗じた単位数で計算する
- ※3 厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所については、1 回につき 8 単位を減算。
- ※4 利用開始月から 12 月を超える利用者に理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による介護予防訪問看護を行った場合、1 回 15 単位を減算する。
- ※5 早朝（午前 6 時～午前 8 時）・夜間（午後 6 時～午後 10 時）は 25%増。深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%増とする

加算項目（予防も含む）		サービス内容	単位数	金額	1 割	2 割	3 割
サービス提供強化加算（1 回につき） ※ 1	サービス提供体制強化加算	厚生労働大臣が定める基準に適応している指定訪問看護事業所が利用者に対し指定訪問看護を行った場合	6 単位	66 円	7 円	14 円	20 円
	サービス提供体制強化加算×2		12 単位	132 円	14 円	27 円	40 円
	サービス提供体制強化加算×3		18 単位	198 円	20 円	40 円	59 円
看護体制強化加算Ⅰ（1 月につき）		中重度者の要介護者等の在宅生活を支える訪問看護体制を評価するもので利用者又は家族の同意がある場合	600 単位	6,630 円	663 円	1,326 円	1,989 円
看護体制強化加算Ⅱ（1 月につき）			300 単位	3,315 円	332 円	663 円	995 円
緊急時訪問看護加算※2		緊急の求めに応じ主治医の指示で訪問を行った場合	574 単位	6,342 円	635 円	1,269 円	1,902 円
特別管理加算（月 1 回）※3	特別管理加算Ⅰ	特別な管理が必要な医療ニーズの高い利用者への指定介護予防訪問看護を行いご利用者様またはご家族様の同意があり利用者が計画的な管理を受けた場合	500 単位	5,525 円	553 円	1,105 円	1,657 円
	特別管理加算Ⅱ		250 単位	2,762 円	277 円	553 円	829 円
ターミナルケア加算（適応時）		特別養護老人ホーム等で死亡した利用者の死亡日及び死亡日前日 14 日以内に 2 回以上訪問看護を行い、かつ利用者及び家族等に説明・同意頂いた場合	2500 単位	27,625 円	2,763 円	5,525 円	8,288 円
長時間訪問看護加算（1 回につき）		1 回の訪問が 90 分を超える場合	300 単位	3,315 円	332 円	663 円	995 円
複数名訪問加算（1 回につき）※4	30 分未満	必要があり同時に複数の看護師等による訪問看護を行った場合	254 単位	2,806 円	281 円	562 円	842 円
	30 分以上		402 単位	4,442 円	444 円	888 円	1,332 円
複数名訪問看護加算（看護師と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合）	30 分未満	必要があり同時に看護師と看護補助者による訪問看護を行った場合	201 単位	2,221 円	223 円	445 円	666 円
	30 分以上		317 単位	3,502 円	351 円	701 円	1,501 円
退院時共同指導加算		入院（所）中に主治医等と共同して在宅での療養上の指導を行った場合	600 単位	6,630 円	663 円	1,326 円	1,989 円
初回加算Ⅰ（1 月につき）		新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療所又は介護保険施設から退院または退所した日に初回の訪問を行った場合	350 単位	3,867 円	387 円	774 円	1,161 円
初回加算Ⅱ（1 月につき）		新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院、診療	300 単位	3,315 円	332 円	663 円	995 円

		所又は介護保険施設から退院または退所した日の翌日以降に初回の訪問を行った場合					
緊急時等居宅カンファレンス加算		病院等の求めにより、医師や看護師等と居宅で必要なサービスを調整した場合	200 単位	2,210 円	221 円	442 円	663 円
居宅療養管理指導費	同一建物居住者以外	利用者について①新規認定②更新認定③認定区分の変更により作成された居宅サービス計画に基づくサービス提供を開始して6月の間に二回を限度	402 単位	4,442 円	444 円	888 円	1,332 円
	同一建物居住者（同一日の訪問）		362 単位	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円
口腔連携強化加算		口腔の健康状態の評価を実施した場合において、同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合	50 単位	552 円	56 円	111 円	166 円
訪問看護・介護連携強化加算（月1回）	月1回	喀痰吸引等を行う介護職員等の支援を行った場合	250 単位	2,762 円	277 円	553 円	829 円

介護保険適応外の費用	運営規定で定めたその他の費用（ご利用者様負担）	
永眠時の処置料	ご希望により実施した場合	20,000 円
キャンセル料	当日連絡、ご利用者様からキャンセルの事前連絡がなく、スタッフが訪問先に伺った場合	2,000 円
介護保険外サービス	通常のサービス提供を超える費用（介護保険適用外）	自費訪問看護の契約に基づく料金

※詳細

※1 サービス提供強化加算

事業所の職員の早期離職を防止して定着を促進する観点から勤続年数7年以上（Ⅰ）、3年以上（Ⅱ）の職員を30%以上配置している場合

※2 緊急時訪問加算

利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる事業所が、利用者又は家族の同意を得た場合

※3 特別管理加算Ⅰ

在宅悪性腫瘍患者指導若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

特別管理加算Ⅱ

- 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- 真皮を越える褥瘡の状態
- 点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態

※4 複数名訪問看護加算

複数で看護師等の訪問看護が必要があり利用者又は家族の同意を得ている場合

ケアプランに位置づけられている職種の訪問になり、職種により算定額が異なります